

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
第4回 理事会

平成21年5月13日(水) 13:30～16:00

県庁4階 第3会議室

議事次第

- 1 開会、出席者数の確認、議事録署名人の選出
- 2 議事
 - (1) 各委員会からの報告等(資料1)
 - 各委員会からの報告
 - 広報委員会からの提案
 - (2) 総会について(資料2)
 - 総会の日程
 - 総会の会場
 - 総会の費用
 - 総会の議案
 - (3) その他理事会において必要と認めた事項(資料3)
 - 理事会の運営要綱
 - WWFJ 三井物産環境基金申請について
- 3 閉会

資料一覧

資料1：各委員会からの報告の資料

資料2：総会についての資料

資料3：その他

参考資料1：平成20年度活動報告詳細

役員名簿

役職	名前
会長	西平 守孝（欠・委任状 議長）
副会長	中野 義勝
理事	泡瀬干潟を守る連絡会 小橋川共男
	上里 幸秀（欠）
	エコガイドカフェ 猪澤也斗志
	沖縄エコツーリズム推進協議会 平井 和也
	沖縄県漁業協同組合連合会 上田邦太郎
	沖縄県自然保護課 久田 友弘
	沖縄県ダイビング安全対策協議会 横井 仁志
	鹿熊信一郎（欠・委任状 中野）
	梶原 健次（欠）
	環境省那覇自然環境事務所 小林 靖英
	後藤 亜樹
	コーラルクエスト 岡地 賢（欠・委任状 中野）
	桜井 国俊
	寺田 麗子（欠・委任状 横井）
	渡嘉敷ダイビング協会 平田 春吉
	中谷 誠治
日本サンゴ礁学会 中野 義勝	
八重山サンゴ礁保全協議会 吉田 稔（欠）	
WWF ジャパン 安村 茂樹（欠・委任状）	
監査役	沖縄県衛生環境研究所 城間 博正
	中山 恭子（欠・委任状）

(1) 各委員会からの報告

各委員会から報告等があればお願いします。

広報委員会（鹿熊委員長） 当日鹿熊委員欠席

メンバー：猪澤、後藤、鹿熊

平成 21 年度活動計画（案）の提案

・「草の根サンゴ礁保全活動についての現状取りまとめ事業（仮称）」

具体的には、国際サンゴ礁年の「活動登録制度」を参考にして、多種多様な草の根保全活動の登録を促進します。また、独自に推奨保全活動ガイドラインを策定し、それをクリアしている草の根保全活動を当協議会推奨活動として認定公開致します。

この推奨保全活動を寄付金対象活動として位置づけ、資金調達事業の具現化を促進します。

さらに表彰制度を盛り込むことで、サンゴ礁保全をイベント運動化して広報します。

模範的な草の根保全活動を積極的に支援することで、草の根保全活動の適正かつ活発化が期待できます。

(2) 総会について

総会の日程

総会は何時開催するか。

- ・ 6月の休日に開催がよい(日曜日-7、14、21、28、休日-23)

留意事項

- ・ 交流会を開催する場合、広報の期間が必要
- ・ 会長が出席できる日
- ・ 議決権行使書、委任状の送付期間を設ける
- ・ 西平会長及び事務局の日程を考慮すると総会開催可能な日程は、6/1(月)、6/2(火)、6/9(火)、6/14(日)、6/15(月)

総会の会場

総会の会場はどこにするか。

留意事項

- ・ 現在の候補は、平日：沖縄県庁、休日：沖縄大学
- ・ 交流会を開催する場合、スペースを確保する必要がある。

総会の費用

どのように会場費等を捻出するか。

- ・ 交流会を開催しその参加費を会場費に充当できるか

総会の議案

総会で決定しなければならないことは何か。

第 2 回総会議案書(案)

- 第 1 号議案 平成 20 年度の活動報告
- 第 2 号議案 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則
- 第 3 号議案 規約第 7 条改正
規約第 10 条改正
規約第 17 条改正
規約第 18 条改正
- 第 4 号議案 平成 21 年度活動計画(案)について
- 第 5 号議案 平成 21 年度収支予算(案)について

第 1 号議案 平成 20 年度の活動報告 (参考資料 1)

第一回協議会総会で承認された下記の活動について、活動を実施した。

- (1) メーリングリストの開設
- (2) リーフレットの作成・配布
- (3) ワークショップの開催と保全活動の実施
- (4) サンゴ-ジュゴンに関するパネルの巡回展の開催
- (5) 国際サンゴ礁年 2008 の検証及び継承
- (6) 各地域のサンゴ礁保全に関わる問題の収集と周知

第 2 号議案 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄附金等細則

寄付受け入れに伴う規定について

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄附金等細則（案）

（目的）

第 1 条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第 27 条に基づく、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第 2 条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。

（寄付金等の受け入れ）

第 3 条 資金調達委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認められたものについて承認する。

（受け入れの制限）

第 4 条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。

- （ 1 ）寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。
- （ 2 ）寄付金等の使途について、寄付者が会計検査を行う場合。
- （ 3 ）寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。
- （ 4 ）寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。

（寄付金等の使途）

第 5 条 寄付金等は第 6 条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。

- （ 1 ）協議会の運営
- （ 2 ）総会で承認された活動計画
- （ 3 ）その他サンゴ礁の保全に関すること

（使途の指定）

第 6 条 寄付者は自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

- 2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された使途に供するよう努めなくてはならない。
- 3 やむを得ず指定された使途に供することができないことが明らかになったとき又は 3 年以上供することができなかつたときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するものとする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があったものとみなす。

（管理）

第 7 条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。

- 2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第 8 条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告するとともに、使途については、寄付者に報告するものとする。

- 2 資金調達委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかったときはその限りではない。

寄付者への報告は総会で会計報告として一括で行うものと考えていたため、寄付者への使途の報告は個別に行うようには細則を作成していませんでした（山川）。

第 3 号議案 規約の改正

第 7 条改正案

改正前	改正後
<p>(権利の停止)</p> <p>第 7 条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。</p>	<p>(権利の停止)</p> <p>第 7 条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。</p> <p>2 <u>協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状の送付が 2 年間続けてない場合をいう。</u></p>

第 10 条改正案

改正前	改正後
<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 辞任</p> <p>(2) 死亡、失踪の宣告</p> <p>(3) 会員が属する団体若しくは法人の解散</p> <p>(4) 解任</p>	<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第 10 条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 辞任</p> <p>(2) 死亡、失踪の宣告</p> <p>(3) 会員が属する団体若しくは法人の解散</p> <p>(4) <u>除名</u></p>

第 17 条改正案

改正前	改正後
<p>(総会の議決方法)</p> <p>第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。</p> <p>2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。</p> <p>3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。</p>	<p>(総会の議決方法)</p> <p>第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。</p> <p>2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。</p> <p>3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。</p> <p>5 <u>総会の成立要件である会員の過半数以上とは、会員の総数から、第 7 条第 2 項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。</u></p>

第 18 条改正案

改正前	改正後
<p>(理事会)</p> <p>第 18 条 理事会は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 理事会の議事は、出席した理事の 5 分の 3 以上により決する。</p> <p>4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p>	<p>(理事会)</p> <p>第 18 条 理事会は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 理事会の議事は、出席した理事の 5 分の 3 以上により決する。</p> <p>4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>5 <u>理事会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席理事へ、理事会での決議事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。</u></p>

第 4 号議案 平成 21 年度活動計画（案）について

1) 「草の根サンゴ礁保全活動についての現状取りまとめ事業（仮称）」

国際サンゴ礁年の「活動登録制度」を参考にして、多種多様な草の根保全活動の登録を促進する。また、独自に推奨保全活動ガイドラインを策定し、それをクリアしている草の根保全活動を当協議会推奨活動として認定公開する。

この推奨保全活動を寄付金対象活動として位置づけ、資金調達事業の具現化を促進する。

さらに表彰制度を盛り込むことで、サンゴ礁保全をイベント運動化して広報する。

模範的な草の根保全活動を積極的に支援することで、草の根保全活動の適正かつ活発化が期待できる。

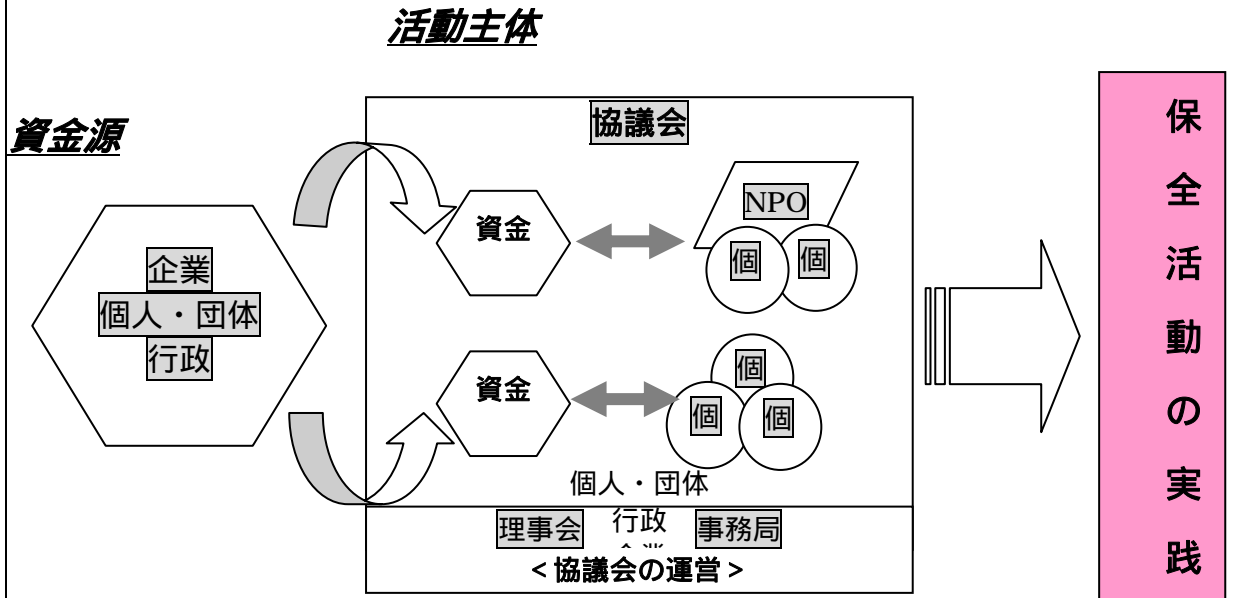
課題：

- 1．草の根保全活動の登録募集方法の検討
- 2．当会推奨・保全活動ガイドラインの検討
- 3．草の根保全活動の登録方法の検討
- 4．同認定作業および公開方法の検討
- 5．表彰システムの検討

平成 20 年 12 月 13 日開催の第 1 回総会第四号議案として承認済み

平成 21 年度事業計画

本協議会は、沖縄県内のサンゴ礁保全活動を推進し、健全なサンゴ礁生態系を維持するとともに持続的な利用による地域づくりを目指している。平成 21 年度は、本協議会組織を維持・運営するとともに会員によるサンゴ礁保全活動の推進を図る。



【本協議会の運営】

本協議会は、年 1 回総会を開催し、その年の活動結果及び次年度の活動計画を報告する。また、本協議会活動を円滑に進めるため、年 3 回程度の理事会を開催する。総会の開催準備は総会準備委員会が、理事会の開催は運営委員会が行い、事務局はそれぞれの委員会の指示に従って適宜その作業を補佐する。なお、これら本協議会の運営にかかる経費は、資金調達委員会が、各種助成金や行政の業務費、基金等を申請して調達する。

【保全活動の推進】

本協議会では、会員によるサンゴ礁保全活動を、情報の収集と提供、サンゴ礁保全のための提言、資金の収集と提供、の 3 つの柱を軸に推進する。活動の推進に当たっては、下記委員会がそれぞれの柱を担当し、必要に応じて本協議会の中に作業部会を設置して行う。

表．本協議会で推進するサンゴ礁保全活動の柱と実施主体となる委員会

活動の柱	担当委員会
情報の収集と提供	広報委員会
サンゴ礁保全のための提言	企画委員会
資金の収集と提供	資金調達委員会

【平成 21 年度の活動】

平成 21 年度は、それぞれの柱に基づき、以下の 4 つの活動を行う。

- 1) 『**沖縄県のサンゴ礁についての現状取りまとめ**』（情報の収集と提供：広報委員会）
沖縄県内のサンゴ礁に関する既存情報を収集し、サンゴ礁の現状について取りまとめる。

取りまとめた情報は本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。

また、会員の活動内容、専門性、提供できるサービスなどの情報を収集し、サンゴ礁保全に関する人材情報を蓄積する。

2) 『沖縄県におけるサンゴ礁保全についての提案』(サンゴ保全のための提言：企画委員会)

で行った評価結果を元に、サンゴ礁保全に必要な対策や保全活動の方向、実施可能な保全活動などを提案する。それらの提案は本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。

3) 『自然資源に関する地域での意識調査』(資金の収集と提供：企画委員会)

WWF ジャパン(以下、「WWFJ」)より、平成 21 年度に南西諸島の自然資源に関する地域での意識調査の一環として実施する、沖縄県及び鹿児島県奄美地域での地域調査に関し、本協議会との連携による資金の提供が提案されている。これは、南西諸島の各地域において、サンゴ礁を含む自然資源を地域住民がどのように認識しているかを把握するための意識調査である。

そこで、本協議会では平成 21 年度の活動として、調査内容の検討、関係者への連絡調整及び現地調査等について、WWFJ と連携してその実施に協力する。

なお、本協議会の活動としては 「資金の収集と提供」の柱に関する活動であるが、すでに調査実施段階に入っているため、WWFJ との調整は企画委員会が当たる。

4) 『資金調達に関する戦略の検討』(資金の収集と提供：資金調達委員会)

今後の本協議会の自立的運営を含み、必要とされるサンゴ礁保全活動に対して、どのようにその資金を獲得するか、その方法を戦略的に検討する。

活動の期間：上記の 4 つの活動期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。

活動の報告：活動の結果は、平成 21 年度の総会で報告し本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。また、理事会より指示のあった場合は、逐次中間及び進捗状況を報告する。

活動経費：1) 2) 及び 4) の活動は各委員のボランティアによるものとし、必要な消耗品費、事務管理費等は、本協議会の運営費で負担する。3) の活動については、WWFJ と協議しながら必要な経費を調達する。

活動予定：

活動	4～7月	8～11月	12～3月	備考
1) 沖縄県のサンゴ礁についての現況取りまとめ	← 情報収集 →	← 分析 →	← 取りまとめ → 報告	

<p>2) 沖縄県におけるサンゴ保全についての提案</p>		<p>現況情報の分析 ↔ 保全提案の検討</p>	<p>↔ 取りまとめ 報告</p>	
<p>3) 自然資源に関する地域での意識調査</p>	<p>↔ 現地調査 ↔ 結果分析</p>	<p>↔ 追加調査 ↔ 取りまとめ</p>	<p>報告</p>	<p>WWFJのプロジェクト執行年度は10月から翌年9月</p>
<p>4) 資金調達に関する瀬略的方法の検討</p>	<p>↔ 検討会議及びEメールでの議論</p>	<p>↔ 取りまとめ及び次年度資金計画</p>	<p>報告</p>	

第 5 号議案 平成 21 年度の収支予算(案)

平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日までの収支予算(案)を次のとおりとしたい。

収 入			
1) 県受託による事業費	500,000 円	(申請予定)	
2) その他助成金等	600,000 円	(申請予定)	
3) 寄付	100,000 円	(猪澤理事ほか)	
収入合計		1,200,000 円	
支 出			
1) 協議会の運営費			
会議費	理事会開催費	100,000 円	(3 回程度開催)
	総会開催費	50,000 円	(1 回開催)
消耗品費		100,000 円	
通信費		100,000 円	
小計		350,000 円	
2) 保全活動の推進事業費			
沖縄県のサンゴ礁についての現況とりまとめ			
		50,000 円	
沖縄県におけるサンゴ礁保全についての提案			
		50,000 円	
自然資源に関する地域での意識調査			
(WWFJ と連携するため経費負担は要調整)			
		700,000 円	
資金調達に関する戦略的方法の検討			
		50,000 円	
小計		850,000 円	
支出合計		1,200,000 円	

下線部分を修正して提案いたします。

(3) その他理事会において必要と認めた事項

理事会の運営要綱

理事会の運営要綱を作成するか？作成する場合、総会の承認が必要か？
 メールを利用した理事会議決事項の議決方法
 後援や共催などの扱いについて？

自然保護課より提案のあった理事会運営要綱

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会理事会運営要綱

(目的)

第1条 沖縄県サンゴ礁保全推進協議会(以下「協議会」という)規約第18条に規定する理事会の運営に必要な事項を取り決めるものとする。

(議決)

第2条 協議会規約第18条で定めた議決方法以外にメーリングリストでの議決を可能とする。

2 議決は、委員の5分の3以上の賛成をもって決定するものとする。

ただし、提示された協議事項に対し付帯して設けられる期間において回答がない場合は、賛成とみなす。付帯して設ける期間は最低5日とする。

(理事会の議決事項)

第3条 協議会規約第19条で定めた議決事項以外に、イベント等の後援、共催等を議決することができる。

(補足)

第4条 この要綱に定めるもののほか、理事会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成21年 月 日から施行する。

参考：準備会合設置要綱

**(仮称)沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会
 設立準備会合設置要綱**

(設置目的)

第1条 (仮称)沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会(以下「協議会」という)の設立に向けた準備作業を行うために会合を設置する。

(名称)

第2条 この会合は、(仮称)沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会設立準備会合(以下「準備会合」と称する)という。

(協議内容)

第3条 準備会合で協議する内容は、協議会の設立に必要な諸事項について協議し決定するものとする。

(1) 決を採る際に反対意見が出る場合は、出席者の3/5以上の賛成をもって決定するものとする。

(2) 事前協議が可能な内容については、メーリングリストにおいて事務局と委員が相互に協議事項を提示しながら協議を進める。

(3) メーリングリストでは、提示された協議事項に1週間を期限として意見を受け付け、準備会合と同様、決を採る際に反対意見が出る場合は、委員の3/5以上の賛成をもって決定するものとする。

(構成)

第4条 準備会合は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 協議会の設立に賛同する者で、平成19年度民間参加型サンゴ礁生態系保全活動推進事業の(仮称)沖縄県サンゴ礁保全・再生推進協議会準備会合の検討委員である者。

(2) 前項に挙げた委員以外に新たに加えたい者がいる場合は、他の委員の合意が得られた場合に、委員にすることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備会合に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

(会議)

第6条 準備会合の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

(1) 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を行う。

(2) 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 準備会合の事務局は、沖縄県文化環境部自然保護課内に置く。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備会合の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附則

この要綱は、平成20年3月14日から施行し、協議会が設立された時に消滅する。

この要綱は、平成20年4月26日から施行し、協議会が設立された時に消滅する。

WWF ジャパン三井物産環境基金申請について

WWF ジャパンが三井物産環境基金に助成金申請している下記概要の活動の中で実施するシンポジウム(2012年開催予定)開催に際して、本協議会の協力(企画、運営等)を得ることについて、検討・了承いただきたい。

申請案件概要

申請書提出日 2009年4月30日(提出済み)

採択結果通知 2009年8月頃

活動実施期間 2009年10月～2012年9月(3年間)

案件名

「地域が活性化する南西諸島の生物多様性保全モデル活動の展開と普及『久米島応援プロジェクト』」

申請代表者

財団法人 世界自然保護基金ジャパン (WWF ジャパン)

(担当者 自然保護室 安村 茂樹、サンゴ礁保護研究センター 上村 真仁)

協働実施者

NPO 法人 海の自然史研究所

藤田 喜久

(独)国立環境研究所

山野 博哉、浪崎 直子

(財)自然環境研究センター

木村 匡

沖縄県衛生環境研究所

仲宗根 一哉

(財)沖縄県環境科学センター

長田 智史

(久米島の地域団体、行政機関、学校等と計画段階から密接に連携を取り、実施していく)

活動内容

ラムサール条約の登録湿地に指定されるなど生物多様性が高い一方で、赤土等流出対策が緊急の課題となっている久米島をモデル地域に位置づけ、以下のA～Cの地域主体の保全活動を展開する。

活動A 久米島の地域社会、自然環境の実態と変遷を調査すると共に、石垣島白保など、これまでの南西諸島地域での環境保全活動の成功、失敗事例を分析する。

活動B これらの情報を久米島の地域団体、地域住民と共有し、より効果的・持続的な保全活動スキームを導き出す。スキームを実証するモデル活動を地域団体等と実施し、同時に地域住民への普及啓発を図る。これら久米島での一連の活動の成果と効果を評価する。

活動C 上記取り組みの結果を、行政、NGOなどの多様な主体が連携する沖縄県サンゴ礁保全推進協議会へ提供する。協議会を通じて、南西諸島の生物多様性保全の核となる利害関係者、政策決定者等に、取り組みの仕組み、ノウハウや成果を認知させるロビー活動を展開し、他地域へ波及させる。

活動の必要性

自然環境の持続的利用と保全において、地域、研究者、NGO、行政等の多様な主体が連携することの重要性は、これまでもさまざまな場で指摘されてきたが、その実施と検証の具体例は少なく、実際に応用可能なモデルを確立するに至っていない。

申請案件の特徴

南西諸島の保全活動に造詣の深いメンバーが専門的知見と経験を活かし、地域関係者と対話を重ねる自然環境だけでなく、地域社会の経済的・文化的活性化まで視野に入れた環境保全のモデルを構築する生物多様性の保全上重要な地域である久米島において実地検証を行い、実質的な保全効果を検証する相互交流やより上位グループとの情報共有により、モデル地域から南西諸島の他地域へ波及を図る

三井物産株式会社

トップページ サイトマップ ENGLISH 中文

サイト内検索 検索

→ 会社案内 → 事業案内 → CSR(社会・環境) → ニュースリリース → 投資家情報 → 採用情報

トップページ > CSR(社会・環境) > 三井物産環境基金 > 三井物産環境基金について

印刷ページを表示

CSR(社会・環境)

- 社長メッセージ
- 基本方針
- 推進体制
- 人と社会とともに歩む三井物産
- 「良い仕事」に向けて
- CSRマネジメント・実績と目標
- CSR経営の歩み
- ステークホルダーとのコミュニケーション
- ステークホルダーダイアログ
- 企業統治
- サプライチェーンへの取り組み
- 地球環境への責任と貢献
- 社員とのかかわり
- グローバル・コンパクトへの取り組み
- 三井物産の森
- 三井物産環境基金
 - 三井物産環境基金について
 - 年間スケジュール
 - 助成案件便覧
 - 助成実績・活動助成
 - 助成実績・研究助成
 - 環境基金セミナー
 - 助成先とのボランティア活動
- 社会貢献活動
- 第三者意見
- DPF問題について
- CSRレポートダウンロード

三井物産環境基金:三井物産環境基金について

三井物産は2005年7月、地球環境問題の解決に向けた社内外のさまざまな活動を支援、促進し、経済と環境の調和を目指す持続可能な発展の実現を目的として「三井物産環境基金」を設立しました。すでに三井物産として10億円を拠出し今後も適宜追加するほか、三井物産役職員や退職者からの寄付も受け入れる仕組みとなっています。また、役職員や退職者が企画・立案し、助成案件として応募することや、助成が決まった案件の活動にボランティアとして参画することなども奨励しています。

さらに、環境関連のセミナーなど、基金による自主企画も推進していきます。この基金の活動により、三井物産の社員はもとより、多くの人々の地球環境や社会的責任への意識を高めていくことを目指しています。

三井物産環境基金・概要

設立日	2005年7月1日
代表者(評議委員長)	三井物産株式会社 代表取締役専務執行役員 吉田元一
組織	評議委員会、案件選定委員会(社外有識者を含む)を設置
助成案件募集時期	年2回
助成対象分野	(1)地球気候変動問題、(2)水産資源の保護・食料確保、(3)表土の保全・森林の保護、(4)エネルギー問題、(5)水資源の保全、(6)生物多様性及び生態系の保全、(7)持続可能な社会構築のための調査とネットワーキング(様々な主体との協働)
助成プログラム	
「活動助成」	NPO法人、公益法人、中間法人による実践的な活動を助成
「研究助成」	大学、公的研究機関、NPO法人、公益法人、中間法人による研究を助成(研究助成は2007年度より開始)
助成実績 (件数・金額)	2005年度 15件 117百万円 2006年度 18件 217百万円 2007年度 第1回活動助成 27件 267百万円 2007年度 第2回活動助成 21件 170百万円 2007年度 研究助成 23件 456百万円 2008年度 第1回活動助成 27件 255百万円 累計:131件 1,482百万円

お問い合わせ先

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1
三井物産株式会社 CSR推進部 社有林・環境基金室
三井物産環境基金事務局
TEL:03-3285-3316

平成 20 年度活動報告詳細

(1) メールングリストの開設

本協議会会員の相互交流を促すことを目的に、会員間メールングリストを開設し運営した。2009 年 1 月にフリーのメールングリストサービス (FreeML) にてメールングリストを開設した。フリーのメールングリストサービスとしたのは、協議会の今後の運営を考え、無料で利用できるサービスを選んだ。

(2) リーフレットの作成・配布

県民及びその他へ本協議会の存在と意義等の認知を促し、入会へつなげるため、本協議会を紹介するリーフレットを作成した。

リーフレットの仕様：サイズ A4 (両面) 三つ折り、2000 部

リーフレットの内容：設立趣意書、基本理念、申し込み案内、問い合わせ先

リーフレット



(3) ワークショップの開催と保全活動の実施

本協議会と地域、または地域内、地域間のネットワークづくりと相互の活動の相乗効果を高めるために、地域ワークショップの開催(2地域)や地域保全活動(1地域)を実施した。

ワークショップの実施概要

開催年月日	場所	関係団体	備考
2008年1月17日	宮古島市 宮古島市役所	ダイビング業者・エコツアー業者・観光協会・役場・市民	NPO 法人海の自然史研究所
2008年3月8日	北谷町 宮城区公民館	自治会・ダイビング業者・漁業者・市民・サーフィン団体	NPO 法人エコ・ビジョン沖縄

地域保全活動の実施概要

開催年月日	場所	関係団体	備考
2009年3月8日	北谷町宮城区 公民館	漁業者、ダイビング業者、サーファー、市民	パネル展も同時開催

(4) サンゴ-ジュゴンに関するパネルの巡回展の開催

沖縄県民あるいは沖縄を訪れる観光客等を対象に、サンゴ礁の海の素晴らしさ、サンゴ礁が身近な存在であること、また、それが如何なる状況かを知ってもらうこと、そして本協議会の存在を紹介することを目的に、企画展を開催した。詳細については、第六章参照。

2008年10月から2009年3月までの期間、宮古島、石垣島、久米島、沖縄島(南、中、北部)で以下の通りパネルの巡回展を開催した。開催に際しては、各地域の自然環境保全に関係する団体の協力を得て実施した。

巡回展の開催概要

開催期間	地域	場所	備考(協力団体)
2008年10月10日-10月16日	宮古	宮古島市：宮古空港	NPO 法人おきなわ環境クラブ
2008年10月26日-11月1日	八重山	石垣市：離島旅客ターミナル	八重山サンゴ礁保全協議会
2008年11月6日-12月5日	久米島	久米島町：久米島空港・久米島町役場・具志川改善センター・久米島町自然文化センター	久米島ホテルの会
2008年12月13日	沖縄南部	那覇市：沖縄産業支援センター	沖縄県サンゴ礁保全推進協議会 協議会総会同時開催
2009年2月5日-2月26日	沖縄北部	本部町：沖縄美ら海水族館	沖縄美ら海水族館
2009年3月8日	沖縄中部	北谷町：宮城区公民館	ワークショップ同時開催

(5) 国際サンゴ礁年 2008 の検証及び継承

2008 年 1 月からの年間キャンペーンである国際サンゴ礁年 2008 の活動を整理し、その効果等を検証した。また、ポスト国際サンゴ礁年として 2009 年以降、サンゴ礁保全に対して推進すべき活動などを事務局と調整した。例示的には、国際サンゴ礁年キャンペーン国内ネットワーク（ML 等）と本協議会会員相互の連携やキャンペーン内活動成果（サンゴマップ作成等）の案内等を検討した。

検証

サンゴ礁年 2008 の活動について整理した（表 2-2-2）。

表 2-2-2 . サンゴ礁年 2008 のホームページに登録された活動（国際サンゴ礁年 2008 のホームページのデータを元に作成）

地域	件数
全国の活動	166
沖縄	76

活動の種類	件数
知ろう	68
行こう	38
守ろう	37

活動の種類	件数
イベント	30
セミナー	14
シンポジウム	3
保全活動	31
広報	4
ダイビングツアー	5
シュノーケリング	13
学習	33
キャンペーン	5
その他	13

継承

全国的な国際サンゴ礁年 2008 の活動の継承に関しては、推進委員会で議論され、主たる活動が、各活動主体によって継承されることとなった。協議会は、サンゴ礁年事務局（環境省など）や活動実施主体と調整した。

(6) 各地域のサンゴ礁保全に関わる問題の収集と周知

陸域を含めたサンゴ礁に関する個別の問題について、会員の積極的な参加の下、メーリングリストやホームページ等を活用しながら情報を収集し、広く周知した。ホームページ上で下記のアンケートを実施し、結果をとりまとめた。結果は、ホームページで公開した。

アンケート質問の内容

サンゴ礁保全問題の収集

下記フォームへ入力し【確認】ボタンを押してください。
※は必須項目です。
(1)-1は住所やGPSの値、範囲などできるだけ詳しくお願いたします。
記入例：沖縄県大度海岸沖、GP528° 05' 15.49"、127° 42' 28.98" (WGS84)
ポイントの位置座標を知りたい方は<http://coralreefconservation.web.fc2.com/activity/quiz/pointmap.html>から調べてください。

(1)-1 危機にさらされているサンゴ礁はありますか。その場所(住所やGPSの値など)教えてください	<input style="width: 90%;" type="text"/>
(1)-2 そのサンゴ礁はいつから危機にさらされていますか。調査の計画はありますか？	<input style="width: 90%;" type="text"/>
(2)-1 そのサンゴ礁はどのような危機にさらされていますか。次のうちから選択してください。(複数回答可)	<input type="checkbox"/> 1.開発による生息地の破壊・減少 <input type="checkbox"/> 2.水質の悪化 <input type="checkbox"/> 3.赤土等の流出 <input type="checkbox"/> 4.オニヒトデによる食害 <input type="checkbox"/> 5.サンゴの病気 <input type="checkbox"/> 6.白化によるサンゴの死亡 <input type="checkbox"/> 7.過剰な利用 <input type="checkbox"/> 8.その他(シロレイシガイダマシによる食害など)
(2)-2 (2)-1の回答について具体的に記述してください。	<input style="width: 90%;" type="text"/>
(3)-1 その場所で保全活動や再生のための取り組みはされていますか？	<input type="radio"/> されている <input type="radio"/> されていない
(3)-2 それは誰がどのように行っている取り組みですか。	<input style="width: 90%;" type="text"/>
(4) サンゴ礁の現状や再生の取り組みなどについて情報・ご意見などがあればご記入お願いたします。	<input style="width: 90%;" type="text"/>
名前	<input style="width: 90%;" type="text"/>
所属	<input style="width: 90%;" type="text"/>
地域	<input style="width: 90%;" type="text"/>
よく利用するサンゴ礁とその場所	<input style="width: 90%;" type="text"/>
メールアドレス	<input style="width: 90%;" type="text"/>

アンケート結果の公開

The screenshot shows a Google Maps page with a list of coral reefs on the left and a map of the Philippines on the right. The list is titled 'サンゴ礁の危機.kmz' and contains 26 items, each with a red location pin icon and a brief description. The map shows the Philippines with several red location pins corresponding to the items in the list. The interface includes a search bar at the top, navigation controls, and a scale bar at the bottom.

サンゴ礁の危機.kmz

- 10. 黒島南 (1) - 1 石垣市宮長湾〜竹富南, 黒島南, 石垣市伊
- 11. 石垣市伊原院へ半野 (1) - 1 石垣市宮長湾〜竹富南, 黒島南, 石垣市伊
- 12. 石垣市黒島湾 (1) - 1 石垣市宮長湾〜竹富南, 黒島南, 石垣市伊
- 13. 西表島北海岸 (1) - 1 石垣市宮長湾〜竹富南, 黒島南, 石垣市伊
- 14. 沖縄県石垣島サクラガチ (1) - 1 沖縄県石垣島サクラガチ (1) - 2 2008年<2
- 15. フルパング・ボラカイ島 (1) - 1 海外でもよろしいのでしょうか！ 沖縄だけ
- 16. パラワン北部・コロ島南側 (1) - 1 海外でもよろしいのでしょうか！ 沖縄だけ
- 17. 波島 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 18. 社島 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 19. 大波瀾 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 1. 石垣島北海岸 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 20. 知念岬 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁がありますか
- 21. 野島岬 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 22. 辺野岬 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 23. 野島島 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 24. 長宗岬 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 25. 松島岬 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 26. 大波瀾 (1) - 1 危機にさらされているサンゴ礁があります
- 2. 石垣島東部 (1) - 1 石垣島東部- 黒島島南沖- 石垣島北海岸

知ろう！行こう！守ろう



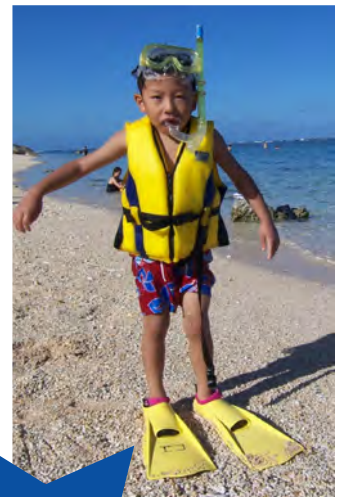
サンゴ礁を守る夏休み体験学習が大集合！

第1回 サンゴ礁保全大賞

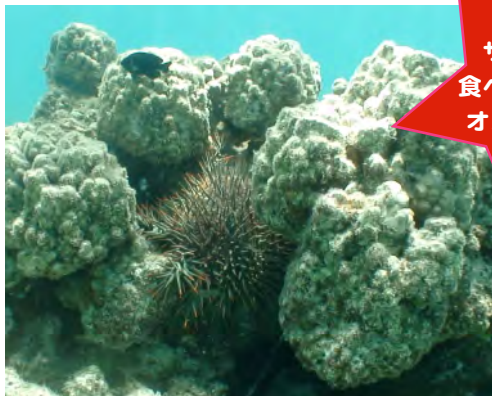
対象保全実施期間：2009年7月20日～9月10日

実施要項

- 趣旨**：知ろう！行こう！守ろう、多様なサンゴ礁の保全活動を表彰。
- 対象**：サンゴ礁保全に取り組む、地域住民、漁業者、観光業者、農業者、県内外の企業、学校、教育関係者、研究者、NPO、行政機関など
- 資格**：県内外を問わず。
- 審査方法**：当協議会の定める審査基準により評価を行います。
 大賞：総合的に優れた取組みに対して1件。
 優秀賞：大賞に準じて総合的に優れている取組みに対して数件。
 特別賞：特別協賛者が評価する取組みに対して数件。
 推奨賞：推奨規準を満たす全ての取組みに対して。
- 表彰**：受賞者は当協議会のHP上で公表し、表彰状と副賞を授与します。
 表彰式は、受賞者発表会形式にて行います。
- 助成**：推奨賞受賞者以上は、当協議会の助成対象となります。
 助成原資は、当イベント協賛金および当協議会への寄付金等を予定。
- 応募**：応募用紙に所定の事項を記入し、郵送により提出ください。
 参加応募締切：2009年7月10日（応募書式の提出期限）
 報告提出期限：2009年9月30日（報告書式の提出期限）



みんなで
守ろう
サンゴ礁



サンゴを
食べ尽くした
オニヒトデ

実施主体

- 主催：沖縄県サンゴ礁保全推進協議会
 共催：沖縄県
 協力：財団、団体、研究所、学会など
 協賛：航空各社、旅行代理店各社、地元企業、リゾートホテル、内地企業
 後援：沖縄マスコミ各社、内地マスコミ各社、